

業務及び財産の状況に関する説明書類

第8期 2024年7月1日から2025年6月30日まで

2025年9月24日作成

監査法人名 あかり監査法人

所在地 東京都港区芝大門二丁目12番10号

T&G 浜松町ビル2F

代表者 狐塚 利光

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 目的

- 財務書類（電磁的記録を含む。）の監査又は証明の業務
- 財務書類（電磁的記録を含む。）の調整、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務
- 公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

(2) 沿革

- 2017年10月 設立
- 2017年12月 本店所在地を東京都新宿区から東京都港区元赤坂に移転
- 2018年10月 本部所在地を東京都港区元赤坂から東京都港区浜松町に移転
- 2020年10月 上場会社監査事務所登録制度において上場会社監査事務所名簿に本登録となる
- 2022年7月 本部所在地を東京都港区浜松町から東京都港区芝大門に移転
- 2023年4月 上場会社等監査人登録制度におけるみなし登録上場会社等監査人となる
- 2024年7月 上場会社等監査人登録制度における上場会社等監査人名簿に登録

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

無限責任監査法人

3. 業務の内容

(1) 業務概要

当期の監査証明業務に係る被監査会社数は35社（前期末比増減+5）、監査証明業務収入は472,087千円（前期比124,875千円増加）となりました。また、非監査証明業務収入は92,493千円（前期比31,110千円減少）となりました。

この結果、監査証明業務収入と非監査証明業務収入を合わせた当期の業務収入総額は564,580千円（前期比93,764千円増加）となりました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

2025年6月30日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	6 社	6 社
② 金商法監査	— 社	— 社
③ 会社法監査	7 社	1 社
④ 学校法人監査	— 社	— 社
⑤ 労働組合監査	— 社	— 社
⑥ その他の法定監査	1 社	— 社
⑦ その他の任意監査	21 社	— 社
計	35 社	7 社

(4) 非監査証明業務の状況

区分	対象会社等数
① 大会社等	2 社
② その他の会社等	15 社
計	17 社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

当監査法人は、公正かつ透明な監査を通じて、クライアントの成長に「あかり」を灯し、企業価値の向上に貢献します。プロフェッショナルな知識と技能を活かし、誠実かつ分かり易い監査サービスを提供することを目指します。具体的には、以下を掲げています。

- ・ 誠実性
- ・ クライアントとのコミュニケーション
- ・ プロフェッショナリズムの追求
- ・ 継続的な学習と改善
- ・ フラットな組織文化

② 経営管理に関する措置

当監査法人では、社員総会、代表社員総会、統括代表社員、品質管理本部、業務部等があり、最終的な意思決定機関は社員総会としています。統括代表社員が責任者である品質管理本部において監査業務の品質管理体制を管理監督しています。また、組織的運営の実効性に関する評価等、経営上の相談や助言を得るために、独立性を有している外部の有識者（大手監査法人の元シニアパートナー）が顧問として社員総会に参加しております。

③ 法令遵守に関する措置

当監査法人及び監査実施者が職業的専門家としての基準及び法令等を遵守して監査業務を実施し、適切な監査報告書を発行することを合理的に担保するため、当監査法人は、品質管理規程、職業倫理・独立性、監査業務の実施、審査等に係る規程等を整備・運用するとともに、研修等を通じて周知徹底を図っております。また、法令違反行為等の防止及び早期発見等を目的として、法人外からの情報提供に対応するための通報窓口として「監査ホットライン」を当監査法人のウェブサイト上に設けております。

④ その他

該当事項はありません。

(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

① 専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業

務の品質の管理を行う専門の部門として、品質管理本部を設置し、統括代表社員が品質管理担当責任者として品質管理システムの整備・運用に関する責任を有しております。

② 専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

品質管理本部は、監査証明業務を行うための部門（業務部）から独立しています（組織図参照）。品質管理担当責任者は、品質管理本部の業務に支障をきたさない範囲で監査証明業務等にも従事しています。品質管理本部の業務に必要な時間を確保するため、品質管理業務に必要な時間を見積り、実績と比較し随時見直しを行うことで、年間を通じて十分な時間を確保しております。なお、品質管理担当責任者が監査責任者として関与する個別の監査業務については、自己レビューとならないように、当該監査業務に関与しない品質管理本部所属の他の者が品質管理業務を実施することとしています。

（3）業務の品質の管理の状況等の評価

① 基準日（会計年度中の一定の日）

2025年6月30日

② 業務の品質の管理の目的

当監査法人は、クライアント企業との密なコミュニケーションを通じて、中小監査法人ならではの高品質な監査サービスを提供していくことを目標としています。

監査品質の維持及び向上のため、達成すべき品質目標を設定し、品質目標の達成を阻害する可能性が合理的に存在するリスクを識別し、そのリスクに対処すべき方針又は手続を定め、以下の合理的な保証を提供するために、品質管理システムを整備し運用しています。

- ・当監査法人が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って業務を実施すること
- ・当監査法人又は監査責任者が、状況に応じた適切な監査報告書を発行すること

③ 基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

ア. 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

（7）職業倫理

当監査法人は、当監査法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、倫理規則セクション110に基づき、以下の各基本原則を遵守しなければならない旨を定めております。

- ・ 誠実性
- ・ 客観性

- ・ 職業的専門家としての能力及び正当な注意
- ・ 秘密保持
- ・ 職業的専門家としての行動

(a) 通報窓口

当監査法人は、職業倫理等への違反行為に関する相談又は通報に対する方針又は手段として「内部通報制度運用規程」を定めるとともに、内部から弁護士に対する通報窓口、外部から統括代表社員向けの通報窓口をそれぞれ設定しており、通報案件につきましては適時適切な対応を行っております。

(b) 職業倫理及び監査の品質管理の研修

当監査法人は、専門要員が職業倫理の徹底及び監査の品質保持を合理的に確保するために、専門要員の職業倫理及び教育研修に関する方針又は手続を「継続的専門能力開発に関する規程」に定め、専門要員に対して研修履行の必須単位数を定めております。

(イ) 独立性

当監査法人は、当監査法人、専門要員及び該当する場合は独立性の規定が適用されるその他の者が、職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確保するため、独立性の保持のための方針又は手続を定めております。

(a) 独立性の確認

品質管理担当責任者は、当監査法人及び専門要員が、職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年3月31日現在において、独立性の保持のための方針又は手続の遵守に関する確認書である倫理規則実務ガイダンス第3号「監査人の独立性チェックリスト」により独立性に対する阻害要因の有無を調査しております。

独立性を阻害するような状況や関係が識別された場合には、独立性に対する阻害要因の除去又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードの適用を行うか、または適切であると考えられる場合には、監査契約を解除する旨を定めております。

(b) 非監査業務の同時提供

当監査法人が非監査証明業務を受嘱する場合、その業務を担当する者は、「非監査業務の同時提供禁止に関する規程」により、監査証明業務と同時に提供することを禁止された非監査証明業務又は自己レビュー等独立性に対する阻害要因が生じる業務に該当しないかどうかを確認し、必要に応じて、社員総会の事前承認を受けることとしております。

(c) 報酬依存度

監査業務の特定の依頼人に対する報酬依存度（当監査法人の総収入のう

ち、特定の依頼人からの報酬が占める割合)が一定水準を超える場合には、独立性の阻害要因となるため、阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードとなり得る対応策を適用しなければならない旨を定めております。なお、5期連続して大会社等である依頼人に対する報酬依存度が15%を超える場合には、原則として5年目の監査意見の表明後に監査人を辞任する旨を定めております。

(d) 主要な担当者の長期間の関与に関する方針又は手続

監査業務の担当者の長期間の関与に関して「監査責任者等のローテーションに関する規程」を定め、大会社等の監査業務について、倫理規則等で定める一定期間のローテーションを義務づけております。

イ. 業務に係る契約の締結及び更新

当監査法人は、監査契約の新規の締結又は契約を更新することを合理的に確保するため、契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針又は手続を「監査業務の新規受嘱及び継続並びに終了等に関する規程」に定めております。具体的には、監査契約の新規受嘱に際しては、監査契約の締結に伴うリスクの程度を評価し、上場会社（東京プロマーケット市場を含む）及び金融商品取引法に準ずる監査契約の新規の締結については社員総会を、その他の監査契約の新規の締結については代表社員を決定機関としております。また、監査契約の継続についても、リスクの程度に応じて社員総会又はレビュー・パートナーを決定機関としております。

ウ. 業務を担当する社員その他の者の選任

業務執行社員に関しては、その業務を遂行するために必要な適性、能力及び経験の観点から検討した上で、社員会にて選任しています。監査チームに関しては、被監査会社の規模・業種・その他の特性を踏まえ、業務執行社員が中心となり組成しています。

エ. 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

当監査法人は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して業務を実施すること及び当監査法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行できるようにすることを達成するために、必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を合理的に確保するため、人的資源に関する以下の方針又は手続を定めております。

(7) 社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬は、社員規程に基づき代表社員会の決議をもって決定されます。報酬決定の根拠となる評価については、以下の事項への取り組みに対する評価を重要視するものとし、個別業務の品質管理、法人業務への関与、法人の組織拡充への貢献等を考慮して総合的に決定しています。

- ① 監査品質の重視を第一とし、業務を遂行すること
- ② 職業倫理その他コンプライアンスに関する高い意識を持ち、職員の模範となるよう所轄業務を遂行すること
- ③ 当監査法人の経営理念および経営方針を理解し、積極的に経営に参画すること

(イ) 社員及び使用人その他の従業員の研修に関する事項

当監査法人は、専門要員が公認会計士としての使命及び職責を全うし、専門要員としての適正と能力を高めることで業務の質的向上を図るとともに、専門要員自らが行う専門能力開発を支えるために、専門要員の職業倫理及び専門能力開発に関する方針又は手続を「継続的専門能力開発に関する規程」に定めております。

当該規程により、専門要員に対しては一定単位数の履修義務を定める他、当監査法人が参加を必須と指定した研修については、参加（振替参加を含む。）をしなければならないものと規定しています。

(ウ) その他

(a) リクルート

専門要員を採用する場合には、採用予定者から履歴書を入手して統括代表社員、その他の社員、必要に応じてその他の専門要員も参加して採用予定者と面接を行い、監査に関する必要な知識があり、かつ当監査法人の品質管理規程等を遵守し、監査業務を積極的に行う意欲のある者を対象に採用する方針としております。

(b) 適性及び能力

当監査法人は、継続的な職業的専門家としての能力開発を適切に行う必要があることを認識し、専門要員の適性及び能力を高めるため以下の方法を採用する方針としております。

- ・ 職業的専門家としての教育研修（日本公認会計士協会の主催する研修等）
- ・ 継続的な職業的専門家としての能力開発
- ・ 実務経験
- ・ 監査チームの他のメンバーなど、より経験を積んだ専門職員等による指導
- ・ 独立性に関する教育

(c) 専門要員の必要数の予測

当監査法人は、現在及び将来の業務量を勘案して専門要員の必要数を予測しております。

(d) 監査チームの選任

当監査法人は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して監査業務を実施し、状況に応じた適切な監査報告書を発行することを可能にするために必要とされる適性及び能力を有する専門要員をそれぞれの監査業務に選任しております。内部で適切な資源を利用できない場合には、サービス・プロバイダーが提供する資源を利用することとしております。

オ. 業務の実施及びその審査

(7) 専門的な見解の問合せ

当監査法人は、判断が困難で重要な事項や見解が定まっていないような事項について、必要な場合には外部の専門家に問合せることとしています。外部の専門家は、「会計・監査に関する事項」、「法務に関する事項」、「企業評価実務・株価算定に関する事項」、「不動産評価に関する事項」、「税務に関する事項」の5分野において資質、経歴、独立性等を検討してそれぞれ決定しています。

(4) 監査上の判断の相違の解決

当監査法人は、監査チームのメンバーが、監査上の判断の相違の生じるおそれのある事項を認識した場合には、速やかに、監査責任者に報告するとともに、適時に、監査責任者は審査担当者に事前相談を行うこととしています。監査責任者又は品質管理担当責任者は、報告された内容を検討し、監査上の判断の相違を解決するための適切な措置をとることとしています。

監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違が解決できない場合には、品質管理担当責任者は、当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に専門的な見解の問合せを行い、監査上の判断の相違を解決することとしており、監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行してはならないこととしております。

(4) 監査証明業務に係る審査

当監査法人は、全ての監査業務について監査チームが行った監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を客観的に評価するために、審査に関する方針又は手続を「審査規程」に定めております。審査担当社員（レビュー・パ

ートナー)は、当監査法人内の監査チームメンバー外の者で公認会計士である社員の中から選任し、レビュー・パートナーが監査リスクが相当に高いと判断した事項については、社員総会において審査を実施する方針としております。

**(イ) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために
行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況**

当監査法人は、監査報告書日後、「監査調書に関する規程」に定められた期限内に監査ファイルの最終的な整理を完了しなければならないとしております。最終的な整理完了後は監査調書全てを品質管理本部へ提出することとし、監査チームメンバーが監査調書に物理的にアクセスできないようにすることで、監査調書の不適切な変更を防止しております。

(オ) その他

当監査法人は、監査業務の品質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準報告書や実務指針に準拠し、実務ガイダンスを参考として、監査業務の実施に関する方針又は手続を「監査業務の実施に関する方針又は手続に関する規程」及び「監査ガイド」に定めております。当該規程及びガイドは、監査業務の実施、監査チームへの指示、監督及び査閲、専門的な見解の問合せ、監査上の判断の相違、監査事務所内における監査責任者の全員の交代等を含んでおり、監査業務の統一化及び品質の維持が可能となっております。また、より質の高い監査業務の実施を可能にするためにテクノロジー資源及び知的資源を取得又は開発し、適用、維持及び利用することとしております。

カ. 業務に関する情報の収集及び伝達

当監査法人は、品質管理システムの整備及び運用を実効性のあるものとするため、品質管理システムに関連する信頼性の高い情報を取得し、補足、処理し、維持する情報システムを構築しています。当監査法人は小規模な組織であるため、毎月開催する社員総会等において法人内外からの重要な情報について共有し、必要に応じて協議を行います。

社員総会を通じてパートナーから監査チームへ適時に情報を伝達し、また監査チームからの情報をパートナーが収集し必要に応じて社員総会へ適時に情報を伝達する仕組みを構築しています。

また、当監査法人外に対しては、監査報告の利用者が適切に評価できるよう監査品質に関する報告書を公表することとしております。

キ. 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当監査法人は、監査基準報告 900「監査人の交代」に準拠した監査人交代に伴う監査事務所間の引継ぎに関する方針又は手続に従い、当監査法人が前任監査人となる場合及び後任監査人となる場合の双方において、不正リスクの対応を含めた対応を実施することとしています。

ク. アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当監査法人は、統括代表社員を品質管理システムの最終責任者とするとともに、品質管理システムの整備及び運用の責任者としています。役割を明確にするために、品質管理の実施活動について、年に1度品質管理担当責任者が社員総会において報告することとしています。

ケ. アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当監査法人は、品質管理基準報告書第1号及び第2号で要求される品質管理システム内の各構成要素に関連する品質管理目標を設定しています。その目標達成に対する品質リスクを識別し、これらリスクの重要度や影響度を検討評価し、方針又は手続を策定しています。これらは、社員総会において検討、協議の結果、法人の施策として実施することとしています。

コ. アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

当監査法人は、品質管理担当責任者が任命したパートナーによる日常的モニタリングと個々の業務品質の定期的モニタリングを年に1度実施しています。モニタリングによって発見された不備は、根本原因を分析し、不備の重要性及び広範性を評価したうえで、必要な是正措置を講じ、改善状況のモニタリングを行います。これらの活動状況は社員総会に報告され、品質目標の追加設定や品質リスクの見直しについて議論することとなっています。また、発見された不備事項やその是正措置の内容は適時に専門要員に対して研修等による周知を実施しています。

④ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由

統括代表社員は、評価基準日における評価を実施した結果、当監査法人の品質管理システムの評価において重大なまたは広範な不備が識別されなかったことから、当監査法人の品質管理システムは、品質管理システムの目的が達成されているという合理的な保証を当監査法人に提供していると結論付けました。

なお、不備が識別された場合には、その重大性と広範性を評価し、根本原因に応じた識別された不備に対処するための是正措置を講じる方針であります。

⑤ ④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容

該当事項はありません。

(4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当監査法人の社員は全て公認会計士であるため、公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことはないと考えられることから、特段の措置は講じておりません。

(5) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第46条の9の2第1項（品質管理レビュー））を受けた年月

2023年12月

(6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

当監査法人において最終的な品質管理責任を負っている統括代表社員 狐塚 利光は、当監査法人の第8期（自2024年7月1日 至2025年6月30日）の業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認いたしました。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第24条の4又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項
該当事項はありません。

二. 社員の概況

1. 社員の数

（2025年6月30日現在）

公認会計士	特定社員	合計
8人	0人	8人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

監査法人の活動に係る重要事項は、全て社員総会で決定する方針としております。

三. 事務所の概況

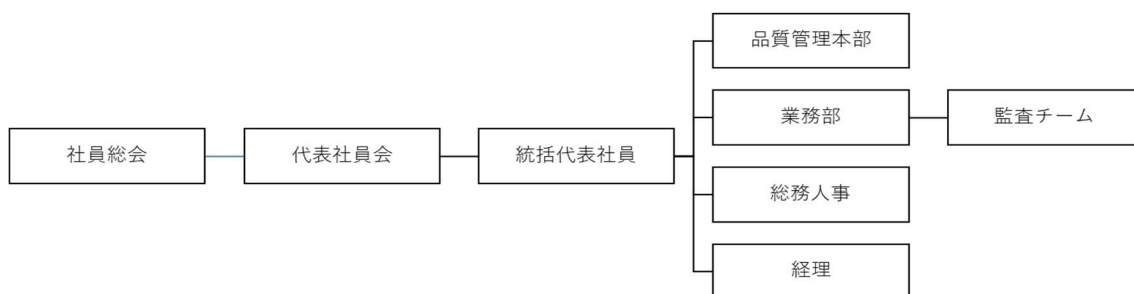
（2025年6月30日現在）

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) 東京事務所	東京都港区芝大門二丁目12番10号T&G浜松町ビル2F	7人	0人	7人	6人
(従) 札幌事務所	札幌市中央区南一条西5丁目14番地の1 札幌証券取引所ビル5F	1人	0人	1人	0人

四. 監査法人の組織の概要

組 織 図

2025年6月30日現在



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第7期 2023年7月1日～ 2024年6月30日	第8期 2024年7月1日～ 2025年6月30日
売上高		
監査証明業務	347,211	472,087
非監査証明業務	123,604	92,493
合 計	470,816	564,580

2. 直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人であるため、添付していません。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

無限責任監査法人であるため、添付していません。

六. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

株式会社 Casa

岡本硝子株式会社

株式会社バリューゴルフ

株式会社 Arent

株式会社 IDOM

ブリッジコンサルティンググループ株式会社

株式会社 農林漁業成長産業化支援機構

以上